

ピクテ・グローイング新興国株式ファンド (毎月決算・予想分配金提示型)

追加型投信/海外/株式 [設定日:2023年4月21日]

「投資リスク」の項目も必ずお読みください。

- 1 主に新興国の株式に分散投資します
- 2 労働人口が拡大している国に注目します ※ここでいう「労働人口」とは、15~64歳の生産年齢人口を指します(以下同じ)。
- 3 毎月決算を行います

※投資にあたっては、次の投資信託証券への投資を通じて行います。〇ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・グローイング・マーケット・ファンド(当資料において「グローバル・グローイング・マーケット・ファンド」という場合があります)〇ピクテーショートターム・マネー・マーケットJPY(当資料において「ショートタームMMF JPY」という場合があります)※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

Info - ファンドの基本情報

ファンドの現況

	25年08月末	25年09月末	前月末比
基準価額	12,070円	12,500円	+430円
純資産総額	59.8億円	61.5億円	+1.7億円

ファンドの	の騰落率				()は年率
1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
4.41%	9.68%	14.05%	13.73%		50.33%
				()	(18.13%)

設定来の推移



分配金実績(1万口あたり、税引前)

決算期	25年07月15日	25年08月15日	25年09月16日	設定来累計
分配金実績	75円	100円	100円	2,200円
基準価額	11,722円	12,005円	12,239円	

※基準価額は、各決算期末値(分配金落ち後)です。あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

[ご参考]基準価額変動の内訳

		25年07月	25年08月	25年09月	設定来
基準価額		11,864円	12,070円	12,500円	12,500円
茤	5動額	+204円	+206円	+430円	+2,500円
うち	株式	+79円	+359円	+374円	+4,642円
	為替	+212円	-41円	+169円	+402円
-	分配金	-75円	-100円	-100円	-2,200円
-	その他	-12円	-11円	-13円	-344円

資産別構成比

グローバル・グローイング・マーケット・ファンド	99.1%
ショートタームMMF JPY	0.4%
コール・ローン等、その他	0.5%
合計	100.0%

※四捨五入の関係上合計が100%にならない場合があります。

各項目の注意点 [ファンドの現況][設定来の推移]基準価額は信託報酬等控除後です。信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。純資産総額およびその前月末比は、1千万円未満を切り捨てて表示しています。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。 [ファンドの騰落率]各月最終営業日ベース。ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資して計算しています。 [基準価額変動の内訳] 月次ベースおよび設定来の基準価額の変動要因です。基準価額は各月末値です。設定来の基準価額は基準日現在です。組入ファンドの価格変動要因を基に委託会社が作成し参考情報として記載しているものです。組入ファンドの管理報酬等は株式に含まれます。各項目(概算値)ごとに円未満は四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。その他には信託報酬等を含みます。

◆株式への投資と同様な効果を有する証券がある場合、株式に含めています。 ◆当資料における実績は、税金・信託財産留保額控除前であり、実際の投資者利回りとは異なります。また、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。



Portfolio - ポートフォリオの状況

ファンドの特性

組入銘柄数	101
組入国数	19
組入通貨数	17

資産別構成比

資産名	構成比
株式	98.6%
コール・ローン等、その他	1.4%
合計	100.0%

国別構成比

	1133345	
	国名	構成比
1	ブラジル	19.7%
2	インド	16.8%
3	南アフリカ	16.7%
4	アラブ首長国連邦	12.3%
5	メキシコ	11.0%
6	サウジアラビア	6.0%
7	ベトナム	3.4%
8	ペルー	1.9%
9	マレーシア	1.9%
10	フィリピン	1.8%
	その他の国	7.2%
	コール・ローン等、その他	1.4%
-	合計	100.0%

通貨別構成比

構成比
19.0%
16.8%
16.7%
12.3%
10.4%
6.0%
4.9%
3.4%
1.9%
1.8%
5.6%
1.4%
100.0%

業種別構成比

	業種名	構成比
1	金融	39.9%
2	一般消費財・サービス	14.8%
3	素材	14.1%
4	資本財・サービス	9.2%
5	コミュニケーション・サービス	5.3%
	その他の業種	15.2%
	コール・ローン等、その他	1.4%
	合計	100.0%

- ◆ファンドの主要投資対象であるグローバル・グローイング・マーケット・ファンドの状況です。
- ◆株式への投資と同様な効果を有する証券がある場合、株式に含めています。構成比は四捨五入して表示しているため、それを用いて計算すると誤差が生じる場合があります。業種はGICS(世界産業分類基準)のセクターを基にピクテ・ジャパン株式会社で作成し、分類・表示しています。
- ◆新興国等の株式は米ドルなどの他国通貨で発行されているものがあり、それらに投資を行うことがあります。このため、株式の国別構成比と通貨別構成比は異なることがあります。
- ◆「コール・ローン等、その他」は未払金等を含んでおり、一時的にマイナスになる場合があります。



Portfolio - ポートフォリオの状況

組入銘柄数

101銘柄 組入銘柄数

組入上位10針	柄
---------	---

組入	.上位10銘柄				
	銘柄名	国名	業種名	銘柄解説	構成比
1	ゴールド・フィールズ	南アフリカ	素材	金産出会社。オーストラリア、ガーナ、ペルー、南アフリカなどで金鉱山の開発・操業など行う。	3.3%
2	ナスパーズ	南アフリカ	一般消費財・ サービス	消費者向けにインターネット関連サービスなどを提供する企業。世界のインターネット関連企業に投資を行う。	3.3%
3	グルポ・フィナンシエロ・ バノルテ	メキシコ	金融	メキシコの大手金融会社の一角を占める。銀行業務、ホールセールバンキング、保険、年金、老後貯蓄などのサービスを提供する。	3.2%
4	バンコBTGパクチュア ル	ブラジル	金融	金融サービス会社。資産運用、資産管理、投資銀行、企業融 資、その他関連ソリューションを提供する。	2.8%
5	イタウ・ウニバンコ・ ホールディング	ブラジル	金融	南米最大級の銀行。リテール、法人向け業務のほかプライベート・バンキングやクレジット・カード、資産運用、保険など幅広く展開。	2.8%
6	グルポ・メヒコ	メキシコ	素材	金、銀、銅、モリブデン、鉛、亜鉛を採掘・精錬・販売する鉱山企業。	2.4%
7	マルチ・スズキ・インディア	インド	一般消費財・ サービス	自動車メーカー。インド国内の平均所得層をターゲットとした 自動車をスズキ(日本)と共同で製造、販売する。	2.3%
8	ファーストランド	南アフリカ	金融	個人、法人、商業、公共セクター向けに銀行、保険、運用などの金融サービスを提供する。南アフリカのほか、アフリカ域内 諸国でも事業を展開。	2.1%
9	ファースト・アブダビ・バンク	アラブ首長 国連邦	金融	預金、個人向けローン、e-バンキング、貿易金融、外貨取引、 その他の銀行サービスを手がける。	2.0%
10	エマール不動産	アラブ首長 国連邦	不動産	不動産の投資、開発、ショッピングセンター、小売センター、 ホスピタリティ、不動産管理サービスを手がける。	2.0%

[◆]ファンドの主要投資対象であるグローバル・グローイング・マーケット・ファンドの状況です。

[◆]株式への投資と同様な効果を有する証券がある場合、株式に含めています。業種はGICS(世界産業分類基準)のセクターを基にピクテ・ジャパン株式会社で作成 し、分類・表示しています。 ◆表で示した組入上位銘柄は、特定の銘柄の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、その価格動向を示唆するものでもありません。



Comment - 今月のコメント

市場概況

9月の新興国株式市場(現地通貨ベース)は月間で上昇となりました。

新興国株式市場は月初、米労働市場の減速を裏付ける内容の米雇用統計が発表されたことを受けて、利下げ期待が高まった一方、根強いインフレ懸念などから先行きを憂慮する見方が優勢となり、低調なスタートとなりました。その後、中旬は、米利下げ期待が追い風となり、上昇基調となりました。下旬は、堅調な米経済指標を受けて、米利下げペースを巡る不透明感が高まったことなどから下落する局面もありましたが、月末にかけて値を戻し、月間では先進国株式市場を上回る上昇となりました。

国別では、韓国は、政策期待が追い風となったほか、米ハイテク株高の流れなどを受けて主力の情報技術セクターを中心に上昇しました。中国は、中国発のAI(人工知能)技術への期待や政策期待などが追い風となり、上昇しました。南アフリカは、金価格の上昇を受けて主力の素材セクターを中心に上昇しました。台湾は、引き続き旺盛なAI向け先端半導体需要から恩恵を受ける主力の半導体銘柄などを中心に上昇しました。

ブラジルは、ブラジル中央銀行が利上げサイクルを停止し、利下げを開始するとの期待などが下支えになりました。メキシコも、政策金利の引き下げによる経済の下支え期待などを背景に上昇しました。インドは、小幅な上昇にとどまりました。減税が需要の後押しになると期待された自動車などの国内消費関連銘柄は、おおむね堅調でした。一方、米議会で外国に業務委託(アウトソーシング)を行う米企業に25%の税金を課す案が浮上しているほか、トランプ米大統領が専門技術を持つ外国人向けビザ制度を大幅に見直す大統領令に署名したことなどを受けて、マイナスの影響が懸念されたITサービス銘柄の株価は下落しました。また、トランプ米大統領が、輸入する医薬品に対して100%の関税を課すと発表したことを受けて、医薬品銘柄も低調となりました。インドネシアは、予想外の利下げの実施、反政府デモの標的とされたスリ・ムルヤニ財務相が解任されたことなどを背景に下落しました。

当ファンドでは、中国・韓国・台湾は投資対象国から除外されているため、これらの国の株式の組入れはありません。

今後のポイント ※将来の市場環境の変動等により、内容が変更される場合があります。

中長期的には、新興国経済は、若い労働人口が豊富であることなどを背景に、中間所得層の持続的な拡大や構造変化に後押しされ、先進国を凌ぐ成長力を有していると考えています。一方で、短期的には米国のトランプ政権による関税政策や地政学リスクなどを背景に、株価の変動が大きくなる可能性には留意する必要があると考えます。

こうしたなか、新興国の労働人口増加国の株式市場は、以下の理由で、底堅く推移する可能性があると考えています。

- 1) 新興国の経済成長性は依然として先進国よりも相対的に高い
- 2) 世界の主要中央銀行は金利を引き下げる余地があり、世界経済を下支えするものと期待される
- 3) 労働人口増加国のなかで、相対的に米国への輸出の依存度が小さく関税引き上げの影響が小さい国は優位
- 4) 投資対象の労働人口増加国の多くは株式のバリュエーション(投資価値評価)が相対的に魅力的な水準

国別では、インドは、トランプ関税の影響を受けにくい内需関連銘柄などを中心に銘柄を厳選しています。

ブラジルは、米国との関係悪化リスクには留意が必要ですが、中央銀行の利上げサイクルは最終局面にあるとみられ、今後は内 需の回復が期待されることなどから、魅力的な投資機会があると考えています。

メキシコについては、米国との貿易協議などの課題に対する進捗を評価し、引き続き投資機会を探る方針です。

南アフリカは、市場寄りの新連立政権発足後、電力供給の改善が進み、インフレ率も低下し、年金の早期引き出しや物価を上回る賃金の上昇、デジタル化の進展などを背景に消費が拡大しています。また、供給逼迫と堅調な需要を背景とした貴金属の上昇が期待されています。バリュエーションは依然として魅力的であり、南アフリカ準備銀行がインフレ目標を3~6%から3%に引き下げたことで、追加的な金融緩和の余地が生まれており、株価の上昇を下支えする可能性があるとみています。

アラブ首長国連邦(UAE)は引き続き、外国人の中長期滞在と不動産所有を認めるゴールデンビザ制度、税免除のフリーゾーンの拡大などの恩恵が大きい不動産、金融、航空関連などの銘柄を中心に注目しています。収益予想の上方修正が継続しており、バリュエーションも魅力的な水準です。観光業は堅調で、ドバイ不動産市場の取引量は引き続き活況です。ただし、不動産市場における供給ボトルネックが短期的な懸念材料であることには留意が必要と見ています。

売買では、継続的な企業業績の上方修正、相対的に魅力的なバリュエーションなどからUAEの組入比率を引き上げました。一方、メキシコは、関税関連懸念の緩和を受けバリュエーションの水準は過去平均並みに戻り、当面の企業利益の上方修正はピークに達したと判断し、組入比率を引き下げました。インドでは企業利益の上方修正の鈍化を背景に組入比率を引き下げました。

◆コメントの内容は、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものでも、その推奨を目的としたものでもありません。



投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ●ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- ●したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株式投資リスク (価格変動リスク、 信用リスク)	●ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。●株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
為替変動リスク	●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。
カントリーリスク	 ●ファンドが実質的な投資対象とする新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進国と比較して大きくなる場合があり、政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。 ●実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。



ファンドの特色

<詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

投資信託証券への投資を通じて、主に新興国の中でも相対的に高い成長が期待される国の株式に投資します。

- ●主に新興国の株式に分散投資します
- ●労働人口が拡大している国に注目します
- ●毎月決算を行います
 - ●毎月 15 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - ー分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 一収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - 一決算日の前営業日の基準価額(1万口あたり。支払済みの分配金累計額は加算しません。)が 10,500 円以上の場合は、分配対象額の範囲内で、別に定める金額の分配(注)を行うことを目指します。
 - 一留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(注)決算期末の前営業日の基準価額に応じて、下記の金額の分配を行うことを目指します。

決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口あたり、税引前)
10,500 円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
10,500 円以上 11,000 円未満	50 円
11,000 円以上 12,000 円未満	75 円
12,000 円以上 13,000 円未満	100円
13,000 円以上 14,000 円未満	125 円
14,000 円以上 15,000 円未満	150 円
15,000 円以上	基準価額の水準等を勘案して決定

- ・基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記表に記載された基準価額の水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
- 分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。
- ・基準価額の水準によっては、上記表の見直しを行う場合があります。
- ・決算日にかけて基準価額が急激に変動した場合等には、委託会社の判断で上記表とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。
- ・上記表に記載された基準価額および分配金額は、将来の運用の成果を保証または示唆するものではありません。
- ※ファンドでは、指定投資信託証券として以下の各投資信託を主要投資対象とします。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、選定条件に該当 する範囲において変更されることがあります。
 - Oピクテ・グローバル・セレクション・ファンド グローバル・グローイング・マーケット・ファンド(当資料において「グローバル・グローイング・マーケット・ファンド」という場合があります)
 - 〇ピクテ ショートターム・マネー・マーケットJPY(当資料において「ショートタームMMF JPY」という場合があります)
- ※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



「収益分配金に関する留意事項]

投資信託で分配金が支払われるイメージ

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純 資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払 われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

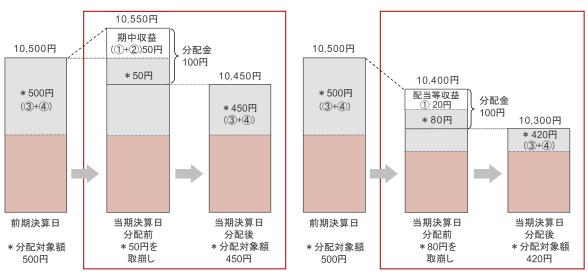
前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合

分配金の全部が元本の一部払戻し

基準価額

個別元本



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および ④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当 する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合 も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

に相当する場合 普诵分配金 元本払戻金(特別分配金) ※元本払戻金(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金) は実質的に元本の一部払 投資者の 投資者の 戻しとみなされ、その金 購入価額 分配金支払後 購入価額 分配金支払後 額だけ個別元本が減少し 基準価額 ます。また、元本払戻金 (当初個別元本) (当初個別元本) (特別分配金)部分は非課 個別元本 税扱いとなります。

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。 普通分配金:

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の 元本払戻金:

(特別分配金) 額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。



手続・手数料等

[お申込みメモ]

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。				
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)				
換金価額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。					
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。				
購入・換金の 申込不可日	以下においては、購入・換金のお申込みはできません。 ・以下に掲げる日 ルクセンブルグの銀行の休業日、ロンドンの銀行の休業日 ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日				
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。				
信託期間	2023 年 4 月 21 日(当初設定日)から無期限とします。				
繰上償還 受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。					
決算日	毎月 15日(休業日の場合は翌営業日)とします。				
収益分配	年 12 回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によって は、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。				

[ファンドの費用]

-	7 7 7 7 5 5 7 1 1 3 3								
ŧ	投資者が直接的に負担する費用								
	購入時手数料	3.3%(税抜 3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)							
	信託財産留保額	ありません。							
ŧ.	投資者が信託財産で間接的に負担する費用								
	運用管理費用	毎日、信託財産の純資産総額に年 1.1715%(税抜 1.065%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 [運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)]							
	(信託報酬)	委託会社	販売会社	受託会社]				
		年率 0.35%	年率 0.7%	年率 0.015%					
	投資対象	グローバル・グローイング・マーケッ	 小・ファンド	純資産総額の年率 0.6%					
	とする ショートターム MMF JPY			純資産総額の年率 0.3%(上限)					
	投資信託証券	(上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。) 							
	実質的な負担								
	大気いる気に	(この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)							
	* • W • # F	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 <u>0.055%</u> (税抜 0.05%)相当を上限とした額)ならびに約							
	その他の費用・	入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により							
	手数料	変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に 課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。							
		床C1レ砂忨亚、							

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

- ●税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金		
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315 %		
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%		

- ※上記は、当資料発行日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



委託会社、その他の関係法人の概要

要託会社 ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)

【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】

https://www.pictet.co.jp

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会 株式会社りそな銀行(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

〈再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行〉

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号

販売会社 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払

いを行う者)

販売会社一覧

受託会社

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社SBI証券(注1)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0		0	0
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	0			0
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	0			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	0	0		
東海東京証券株式会社 (注2)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	0	0	0	0
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	0	0	0	0
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	0	0	0	0
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	0			
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	0			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0		0	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0		0	

- (注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。
- (注2) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。